

（大分海区漁業調整委員会 かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止）

大分海区漁業調整委員会告示第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年九月十八日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ヘから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで